

監 査 報 告 書

令 和 3 年 4 月 2 2 日

学 校 法 人 聖 心 学 園
理 事 会 ・ 評 議 員 会 御 中

監 事 秋 山 好 一

監 事 松 谷 富 史

私たちは、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため学校法人聖心学園寄付行為第14条の規定に従い、学校法人聖心学園の令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）の学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行いました。

1 監 査 の 方 法 の 概 要

私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を開覧するとともに、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続きを実施しました。

2 監 査 の 結 果

学校法人聖心学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち資金収支計算書（資金収支内訳表、人件費支出内訳表、活動区分資金収支計算書を含む。）事業活動収支計算書（事業活動収支内訳表を含む。）及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表、基本金明細表を含む。）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。